

# 身体拘束等適正化のための指針

医療法人誠井会 介護部

## 1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者(入居者)の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努めます。高齢者虐待についても併せて生じさせない取り組みを行ってまいります。

### (1)身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

### (2)緊急・やむを得ない場合の例外三原則と目指すべき目標

利用者この心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。身体拘束行う判断は組織的かつ慎重に行う。その場合も利用者の様態や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

三原則※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要。	
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### (3)身体拘束禁止の対象となる具体的行為

- 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を搔きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、安全ベルト(Y字型拘束帯や腰ベルト)車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を使用する。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」より

#### (4)日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のこと取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応策等で利用者の精神的な自由を妨げないようとめる。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に防げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一千を得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

## 2. 身体拘束等適正化のための体制

### (1) 身体拘束廃止委員会及び高齢者虐待防止委員会の設置と目的

当法人では、身体拘束禁止に向けて「虐待防止委員会」と一体的に設置し、身体拘束等適正化のための体制としている。以下を適切に実施するための担当者を各事業所に年度ごとに任命する。身体拘束廃止委員会と高齢者虐待防止委員会は隔月に開催し、次の事を検討する。

- ・身体的拘束等適正化に関する指針等の見直し・高齢者虐待防止のための指針の見直し
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・日常的支援を見直し、利用者に対して人として尊厳のある支援が行われているかを検討する。

### (2) 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会の担当とその役割

#### ○身体拘束廃止及び高齢者虐待防止責任者

理事長 井料 宰

法人全体における諸課題の総括責任

#### ○身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会

- ・井料デイサービスセンター
- ・井料居宅介護支援事業所
- ・小規模多機能ホーム陽だまり
- ・グループホーム陽だまり日輪荘
- ・グループホーム福寿荘
- ・サービス付き高齢者向け住宅サンライズ吹上

※以上6事業所より年度ごとに担当制とし、委員会への所属は各事業所全職員とし会議の内容や取り組み等について確実な共有を行う

- ・身体拘束廃止・適正化、および高齢者虐待防止の検討に係る委員会の開催や統括管理
- ・支援現場における諸課題の統括管理
- ・身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に向けた職員教育
- ・利用者の尊厳を保持し本人の意向に沿った支援を確立する
- ・身体拘束等適正化及び高齢者虐待防止に関する職員教育
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・家族、相談支援専門員、医療機関との連絡調整
- ・記録の整備

### 3. 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならぬ場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。仮に3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

#### (1)組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ① やむを得ず身体拘束を行う時には、職員の支援会議等で組織として慎重に検討し決定する。この場合でも委員会の議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的には個人的判断では行わない。
- ② 身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等(※様式 2.「緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録」)に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。職員の支援会議等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定する。利用者個別のニーズに応じた個別の支援を検討する。

#### (2)利用者、家族への十分な説明

- ① 身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者や家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等(※様式 1.「緊急やむを得ない身体的拘束に関する同意書」)で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は該当事業所の管理者もしくは準ずる者が行う。
- ② 仮に、事前に利用者や家族に説明、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点での行動制限の説明を行い、必ず個別に説明し理解を得る。
- ③ 個別支援計画に身体拘束を行う可能性があることを明記し、同意を得る。

#### (3)行政等への相談、報告

- ① 身体拘束を行う場合、市町村に相談、報告する。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込み、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。
- ② 行政等に報告、相談することで支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

#### (4)身体拘束解除に向けて

- ① 身体拘束廃止・虐待防止委員会で拘束解除に向けた確認、定期的に再検討し解除へ向けて取り組むこととする。
- ② 再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告する。

#### (5)身体拘束に関する事項の記録

- ① 身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。(※様式 2.「緊急やむ得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」)

- ② 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し利用者及び家族等に報告し、記録する。
- ③ 具体的な記録は、身体拘束に関する様式(※様式 1.2)等を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し行政指導、監査においても閲覧できるようにする。
- ④ 各記録は 5 年間保管する。

#### 4. 職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行う。

- (1) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修を(年 2 回以上)開催し、全職員が受講するように努める。
- (2) 職員採用時(新卒採用時及び中途採用時)は、身体拘束適正化及び高齢者虐待の為の研修を実施する。
- (3) 研修の実施にあたっては、記録を作成する。

#### 5. 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

医療法人誠井会の職員として身体拘束廃止・高齢者虐待防止の取り組みとして責務遂行のため基本的な心構えとサービス提供の基本とする。

##### 冊子参照

社会福祉法人 信濃こぶし会 虐待防止委員会より参照

四日市市社会福祉協議会

##### 附則

令和 6 年 4 月 1 日より施行する

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書

- あなたの状態が次の①～③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
  - 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が 危険にさらされる可能性が著しく高い
  - 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
  - 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である
- ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所・部位・内容)	
拘束の時間帯または時間	
特記すべき心身の状況	
拘束の開始及び介助の予定	月　　日　　時　　分から 月　　日　　時　　分まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

医療法人誠井会 理事長 井料 宰  
事業所名  
管理者

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

(利用者) 氏名  
(利用者の家族・後見人等) 氏名

(続柄 )

## 樣式 2

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

## 利用者

## 樣